

業務指示書

イラン国テヘラン市医療機材整備計画

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月21日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Iishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月26日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としてします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としてします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：医療機材整備に係るBD, OD, DD, SV

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/保健計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：保健システムに係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：イラン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画1】

- 1) 類似業務の経験：医療機材整備に係るBD, OD, DD, SV
- 2) 対象国又は同類似地域：イラン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画2】

- 1) 類似業務の経験：医療機材整備に係るBD, OD, DD, SV
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年1月6日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IRR1 = 0.003486 円, US\$1 = 104.758000 円, EUR1 = 115.108000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/保健計画
機材計画1
機材計画2

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.36 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月27日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」。

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

イラン国テヘラン市医療機材整備計画

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配取(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(25.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/保健計画	(25.00)	()
ア) 類似業務の経験	11.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	
オ) その他学位、資格等	3.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力: 機材計画1	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力: 機材計画2	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 要請の背景・経緯

イラン・イスラム共和国（以下「イラン」という。）政府は、1970年代後半より農村部を中心にプライマリー・ヘルス・ケアの仕組みを構築した。保健医療サービスのアクセスへの改善、良好な保健・衛生環境の整備を図った結果、平均余命の向上や妊産婦死亡率・乳幼児死亡率の減少など保健状況も改善した。一方で、人口増加に伴う新たな問題が浮上しており、医療従事者や財源の不足、医療施設や機器の不足等が挙げられている。また、死因に占める非感染性疾患（Non-Communicable Diseases, NCDs）の割合は81%と高く（世界平均65.5%）、同疾患に対する対策が優先事項とされている。

NCDsの中でも上位を循環器系疾患（49%）、癌（13%）、及び糖尿病（4%）が占めており（UNICEF 2016）、同疾患の危険因子である成人肥満率の高さが、今後も非感染性疾患の罹患者数を更なる増加に導くことが見込まれる。こうした状況を受け、イラン政府は、包括的国家がん対策プログラム（以下、「包括プログラム」という。）を作成し、全国を対象とした医療施設の整備計画の策定等を行っている。しかし、長らく外貨不足による経済発展の停滞にあった同国の医療施設では、医療機材の老朽化が著しい状況にある。

このような背景のもと、2016年1月から5月までに実施した基礎情報収集・確認調査を通じて得たイラン側の要望は、当国で優先度が高いテヘラン市内のイマーム・フセイン総合病院（530床）、アラシュ女性病院（128床）を対象とするがん診療に関する機材であった。一方、2016年11月に実施した案件形成支援調査での協議で、非感染性疾患の中でも同国の死因1位である循環器系疾患の対策に資する要請を現在、イラン側で検討していることも確認された。しかし、現時点で「テヘラン市医療機材整備計画」（以下、「本事業」という。）として対象施設・機材の最終的な正式要請には至っておらず、要請内容を確認する必要があるため、追って正式要請を得ることを前提として、本調査を実施するものである。

2. プロジェクト概要

現時点で想定されるプロジェクト概要は以下の通り。しかし本調査の結果を踏まえ、本概要に変更の生じる可能性がある。

(1) 上位目標

イランにおけるNCDsの診療サービスの質が向上する。

(2) プロジェクト目標

テヘラン市のイマーム・フセイン総合病院、アラシュ女性病院のNCDsに関する診療サービスが向上する。

(3) プロジェクトの成果

テヘラン市のイマーム・フセイン総合病院、アラシュ女性病院において、NCDsに対する

診断、治療に必要な機材が整備される。

(4) プロジェクトの概要：

ア) 我が国への要請内容（予定）：「テヘラン市医療機材整備計画（仮）」

イ) 調達機材の内容：NCDs の検査・診断・治療用機材（デジタル式汎用 X 線診断装置、乳房用 X 線診断装置、内視鏡（硬性鏡））等。

(5) 対象地域（サイト）：

テヘラン市

(6) 受益者

テヘラン市民 12,223 千人

(7) 関係官庁・機関

主管官庁：保健省（Ministry of Health and Medical Education）

実施機関：保健省（Ministry of Health and Medical Education）（本調査にて要確認）

(2) その他

① 我が国の援助活動：無償資金協力（経済社会開発計画）

案件名称未定（2016年度）

② 他ドナー等の援助活動

国際原子力機関は、イラン保健省が2007年に策定した「包括的国家がん対策プログラム」に対する改善を2011年に提案した。世界保健機関は、成人の非感染性疾患の健康危険因子調査を実施した。

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、要請の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、イラン政府から要請がある予定の「テヘラン市医療機材整備計画（仮）」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がイラン側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の基本方針

本調査は、NCDsの早期診断・治療を目的とした公的医療機関の医療機材の整備を目的とする無償資金協力プロジェクトの要請を、イラン政府より追って受けることを前提に実施するものである。よって本調査では、事業実施の必要性・妥当性や、予想される両事業の相乗効果を確認しながら協力内容を検討する。

(2) 現地調査を実施する上での基本方針

本計画に含まれる支援対象施設と機材を決定するためには、対象施設で提供される医療サービス、保健人材、維持管理、インフラ状況、さらには事業効果などを総合的に考察した上で決定する必要がある。上記1.のとおり、現時点で要請機材や対象施設の最終的な提示には至っておらず、要請内容の確認をする必要があるため、現地調査を3段階に分けて行う。

現時点で想定している各現地調査の実施方針は以下のとおり。

① 第1次現地調査

無償資金協力プロジェクトの要請内容を現地で確認し、要請施設の現地踏査を行った上、機材や対象施設の全体像、それらを取り巻く環境や実施体制などを確認し、支援対象施設及び機材の選定方針の決定に加え、施設整備の必要性の判断を行う。またイランの保健医療分野に関する基礎情報を収集し、現状と課題の確認を行う。

② 第2次現地調査

支援対象施設の詳細状況に併せて、施設ごとの機材整備計画の概略設計の策定、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行う。

③ 第3次現地調査

無償資金協力プロジェクトの準備調査報告書案を先方関係者に説明・協議し、了解を得る。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

① 第1、2次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要1」、「現地調査結果概要2」を第1、2次それぞれの現地調査帰国時に取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

② 第3次現地調査派遣前（報告書案説明調査派遣前）

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 保守契約付帯

保守契約について、その必要性を十分精査した上、その付帯が望ましい医療機材が計画内容に含まれる場合は、保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。

(5) 設計・積算における参照マニュアル

設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」、及び同「補完編」・「機材編」（2016年4月）に従うこととする。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(6) 報告書作成における参照マニュアル

無償資金協力プロジェクトの報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2015年1月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」と記す。）に従うこととする。

(7) 基礎情報収集・確認調査報告書の情報活用

当機構では2016年2月にイラン保健医療分野にかかる基礎情報収集・確認調査を実施し、同国内の保健医療分野の現状・ニーズに関する情報収集・分析を行っており、その結果が報告書として取りまとめられている。そのため文献調査などの情報収集にあたっては、同報告書も活用し、重複なく効率的な調査を実施する。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度、技術協力プロジェクト制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 要請内容の確認・妥当性の検証

① 政府政策・計画の確認

イランの国家開発計画における保健医療分野の重点課題、保健医療分野に関する政策、開発計画、中長期計画（開発方針、開発課題、重点分野等）の概要と無償資金協力プ

プロジェクトの位置づけを確認し、本事業の必要性・妥当性を確認する。

② 要請の経緯と内容の確認

③ イラン保健セクターの現状と課題の確認

イランの保健医療分野に関する現状と課題（一般概況、医療行政、医療財政、保健人材、医療サービス体制、医療機材の維持管理等）を調査し、本プロジェクトの関係性を確認する。

④ 対象地域、対象施設の確認・妥当性検証

無償資金協力プロジェクトの対象地域の第2、3次保健医療施設の概況（入院患者数、外来患者数、手術件数、検査件数等）などを確認し、実態を整理したうえで、対象施設が提供するサービスに対して想定される患者動態を含む需要を予測する。

⑤ 機材計画調査・維持管理体制

機材計画調査については、要請機材の活用計画等を確認しつつ、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力を見極め、適切かつ効果的な規模の協力内容となるよう、協力機材品目・数量の設定を行う。協力内容の絞り込みが必要となる場合の優先度、クライテリアに関しても、先方の要望、協議結果及び調査結果を踏まえて合意する。また、機材計画の調査は、保健省が定める病院分類に基づく機材設置基準及び、入札に対応できる仕様書を作成する上で必要な情報収集（機材の直営・契約代理店情報、保守契約の締結の有無など）も含めることとする。また、機材の円滑な稼働に影響を及ぼす可能性のあるインフラの状況（電圧変動・情報通信など）についても確認する。第1次現地調査では、絞り込まれた機材の設置に向けた施設整備の必要性も併せて確認・検証する。なお同調査の結果を踏まえて施設整備が必要と判断する場合、その概略、先方負担可否の見込み、及び本調査での扱いについてJICAと協議を行う。

⑥ 他ドナーの計画の確認

イラン政府は、「NCDs 及び関連危険因子の管理のための国家開発計画 2015-2025」を策定し、2025年までのNCDs目標として「心疾患、癌、糖尿病、慢性呼吸器疾患による若年死亡リスクの25%低下」や「適正年齢の70%が心臓発作の予防に向けた受診の実現」などを挙げている。同目標とその実現に向けた実施を含む現況と併せて、他ドナーの支援計画も確認し、日本側協力内容を検討する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

無償資金協力プロジェクトの関係官庁と実施機関、及びその役割分担を確認した上、本計画の実施機関を確認する。併せて本事業に関連する組織・権限・人員構成、既存施設・機材や近年の予算計画・執行状況、また医療従事者や医療機材修理技士などの技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないかを確認する。また、医療施設のインフラ整備状況を確認し、日本が無償資金協力プロジェクトを実施する場合のイラン側の負担事項について、当機構が派遣する調査団員が行う説明を支援する。

(5) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

- ① 設置機材の原産国、調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）、調達方法、調達価格、搬入ルート・手段、免税・通関手続き等について調査し、現地調達事情を考慮した機材調達を策定する。
- ② スペアパーツ等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターサービスの内容、保守契約を概略設計に含む必要のある医療機材、保守契約の内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。
- ③ イラン国外からの医療機器本体ならびにスペアパーツ等に関し、我が国及び第三国の輸出規制の対象となるものを調査し、概略設計に反映する。なお同業務に関連し、安全保障貿易管理などの輸出規制については、経済産業省や安全保障貿易情報センター等を参照しつつ、協力対象機材の輸出規制を十分精査した上で対応すること。
 - 1) 安全保障貿易管理 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>
 - 2) 安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ④ 保守契約を概略設計に含む必要のある医療機材、保守契約の内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。

（６）運営・維持管理体制調査

無償資金協力プロジェクトで供与を想定する機材については、同機材を活用できる人員の有無・技術レベル、メンテナンス体制（国家レベル、医療施設内及び現地代理店）について十分に確認する。また、機材調達後の電気代の増加等の運営維持管理費の確保についても必要となる経費の試算を踏まえ、イラン側による同費用の負担について確認する。

（７）プロジェクト内容の計画策定

現地調査（第１次、第２次）の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要 1、2 を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。さらに帰国後 30 日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）、及び同「補完編」・「機材編」（2016 年 4 月）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。また、機材の設計精度については、入札に対応できる精度を確保する。

① 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地調達事情、供与後の維持管理等についての対応（設計）方針を

整理し、併せて設計基準を設定する。

② 基本計画（機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、無償資金協力プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

イ) 機材調達計画

要請された機材の必要性、既存施設における機材活用状況、維持管理の容易さ、現地調達の可能性等を検討し、適切な計画（仕様、個数等）を作成する。

- ・ 調達方針
- ・ 調達上の留意事項
- ・ 調達、据付区分（先方負担との区分）
- ・ 調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 運営指導等計画
- ・ 実施工程

③ ソフトコンポーネント計画

機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン（2010年版）を参照のこと。

（8）相手国側負担事業の概要

相手国負担事項（電気設備の引き込み、免税の申請・取得、B/A・A/P 発行等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で必要に応じて調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法で実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は JICA イラン事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA イラン事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて JICA イラン事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

（9）プロジェクトの運営・維持管理計画

イラン保健省が行うことになる機材の運営・維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理した上、プロジェクトの維持管理費

の概略事業費を積算する。

(10) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同「補完編」・「機材編」（2016年4月）を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

① 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの「補完編」・「機材編」（2016年4月）を参照して積算を行う。同マニュアルは以下のURLを参照のこと。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_01.html

② 機材の保守契約

積算にあたっては、保守契約を含めた場合の積算も検討する。

(11) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(12) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(13) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(14) プロジェクトの評価

無償資金協力プロジェクトに関するプロジェクトの評価は妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

(15) ジェンダー課題に関する調査

- ① 対象地域における男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- ② 既存施設視察、女性保健人材や女性患者に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女性患者の受診促進のための改善案に関する情報を収集する。

(16) その他の配慮事項等の調査

現地の安全状況に十分留意し、実施段階で配慮すべき安全対策について調査する。

(17) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(18) 準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)をイラン政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の内容についてイラン側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(19) 準備調査報告書等の作成

イラン政府関係者等への準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ① 概略事業費(無償)積算内訳書
- ② 概要資料
- ③ 準備調査報告書
- ④ 機材仕様書
- ⑤ デジタル画像集
- ⑥ 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文 2 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 2 部
: 英文 5 部
- (3) 現地調査結果概要 1 : 和文 2 部
- (4) 現地調査結果概要 2 : 和文 2 部
- (5) 準備調査報告書 (案) : 和文 2 部
: 英文 5 部
- (6) 機材仕様書 (案) : 和文 2 部 (ワープロ・コピー)
: 英文 5 部 (ワープロ・コピー)
- (7) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文 2 部
- (8) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。)
- (9) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 3 枚
(※完成予想図を含む。) : 英文 (製本版) 5 部及び CD-R 6 枚
: 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R 3 枚
- (10) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程)
- (11) 進捗報告書初版 : 和文 3 部
: 英文 3 部
- (12) 会議記録: 基本設計方針会議、派遣前打合せ会議、現地協議等の記録 (全ての記録については、会議実施後 4 日以内に提出する)

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (6) については「協力準備調査設計・積算マニュアル (試行版) (2009 年 3 月) 及び同「補完編」・「機材編」(2016 年 4 月) を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン (2010 年 6 月)」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注 6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2017年2月下旬より第1次現地調査を行い、同年3月下旬に第2次現地調査、そして2017年7月に第3次現地調査（報告書案説明）の実施を想定する。2017年9月中旬までに概要資料、2017年10月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目	時期									
	2017年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
(概略設計調査)										
事前準備	■									
現地調査1 (OD1)	■									
国内解析1		■								
現地調査2 (OD2)			■							
国内解析2				■	■	■	■			
概略設計ドラフト 説明 (DOD)							■			
国内整理								■		
概略設計 概要資料提出									△	
最終報告書提出										▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任／保健計画：2号
- ② 機材計画1：3号
- ③ 機材計画2：4号
- ④ 調達計画／積算

(2) 調査人員

- 第1次現地調査：①、②
- 第2次現地調査：①、②、③、④
- 第3次現地調査：①、②

(3) 業務量の目安：12.48M/M（通訳除く）

(4) 通訳の備上

本調査には通訳（ペルシャ語）の1名を必ず配置すること。備上に際しては、必要経費（直接費のみ）を見積書に記載すること。

また、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。なお現地通訳備上費は本見積とする。

3. 公開資料

下記資料は JICA ホームページ (<http://www.jica.go.jp/>) にて閲覧可能。

- (1) 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- (2) ODA 建設工事安全管理ガイダンス（2014年9月）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html
- (3) JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）
http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009_01.html
- (4) 協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html

4. 配布資料

- (1) イラン保健医療分野情報収集・確認調査報告書

5. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第1次現地調査

- ① 団員構成：総括、計画管理、技術参与1
- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて支援対象施設及び機材の絞り込みを検討し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取り纏める。

(2) 第2次現地調査

- ① 団員構成：総括、計画管理、技術参与2
- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、第1次現地調査で双方合意

した支援対象施設の詳細状況に併せて、施設ごとの機材整備計画の概略設計の策定を行い、双方の合意事項などに関する協議議事録を取り纏める。

(3) 第3次現地調査（報告書案説明）

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国無償資金協力プロジェクトとして実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の様式-4を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の現地調査期間中の活動

業務主任は、円滑な現地調査の実施に向けたイラン関係者との調整を目的として、当機構から派遣される団員よりも先行して現地調査を開始すること。また業務主任は、当機構から派遣される総括団員滞在期間中は原則として、同総括団員の調査に同行することとするが、業務主任以外の業務従事者は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICAイラン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

